

パートナーシップ制度の導入と出生率

早稲田大学教授

野口 晴子

1. 「パートナーシップ制度」の導入状況

2024年2月における選択的夫婦別姓制度に対する日本経済団体連合会(以下、経団連)会長の十倉雅和氏による発言に続き、6月には「選択肢のある社会の実現を目指して」女性活躍に対する制度の壁を乗り越える」とする経団連提言がまとめられた。

本提言では、今日、多様性・公平性・包摂性が企業のレジリエンスを高めるために必要不可欠な価値観になりつつあることと、また、女性活躍の着実な進展に伴い、ビジネス上でも様々

なリスクや弊害が発生していること等から、政府が夫婦別姓を法律婚の「選択肢」とすることができるとする改正法案を一刻も早く国会に提出し、建設的な議論が行われることが要請されている。

この問題については、1990年代初頭から30年以上も、政治や司法の場で争点となっていないもの、未だ実現には至っていない。そうしたなか、各自治体が、主として性的マイノリティのカップルに対し婚姻に相当する関係として公的に承認し、行政サービスや一部の民間サービスを受けやすくする、いわゆる「パートナーシップ制度」

の対象を異性間での事実婚に拡大する動きがあるようだ(東京新聞「<https://www.tokyo-np.co.jp/article/25464>」)。

当該制度は、図1に示す通り、2015年11月に渋谷区と世田谷区で導入されて以降、日本全国の自治体での導入と検討が進みつつある。「渋谷区・虹色ダイバーシティ全国パートナーシップ制度共同調査」によれば、2024年6月28日時点で、当該制度は、458自治体で成立が確認されており、全人口のカバー率は85・1%、交付件数は7350組に上っている。他方で、当該制度を異性間での事実婚に適用している自治体は少数に留まっている。

他のOECD諸国と比べ、日本では婚外子の割合が極端に低いことが知られているが(2019年時点で、米国40%、スウェーデン54%、ドイツ33%、フランス61%等に対し、日本は2・3%)、少子化に歯止めがかからない今日、「パートナーシップ制度」の導入は合計特殊

出生率(以下、出生率)反転の一助になりうるだろうか。

2. 出生率との関連

本稿では、自治体におけるパートナーシップ制度の成立と合計特殊出生率(以下、出生率)との関係についてみてみることにする。図2は、全国の自治体を、「大都市(政令指定都市と特別区)」、「中小都市(大都市以外の人口10万人以上の市)」、「町村」の3群に分け、さらに、各群におけるパートナーシップ制度の導入状況により、「成立」と「検討中/未検討」の2群に分けて、各群の出生率の分布を箱ひげ図で示した図である。

図2から、当該制度が既に成立している自治体数と割合は、大都市で39(78%)、中小都市で296(38%)、町村で105(11%)となっており、大都市における導入率が高い傾向にあることがわかる。各地域での「成立」群と「検討中/未検討」群間での出生率の平均値が、大

市では1・23と1・13と「成立」群のほうが約0・10、統計的に5%水準で有意に高い傾向にあるのに対し、中小都市では1・40と1・43、町村では1・38と1・44と、「成立」群のほうがそれぞれ約0・03と約0・06、

統計的に1%水準で有意に低い傾向にあることがわかる。ここで強調しておきたいのは、図2が示しているのは、パートナーシップ制度の導入と出生率との因果関係を示しているのではなく、あくまでも「相関」

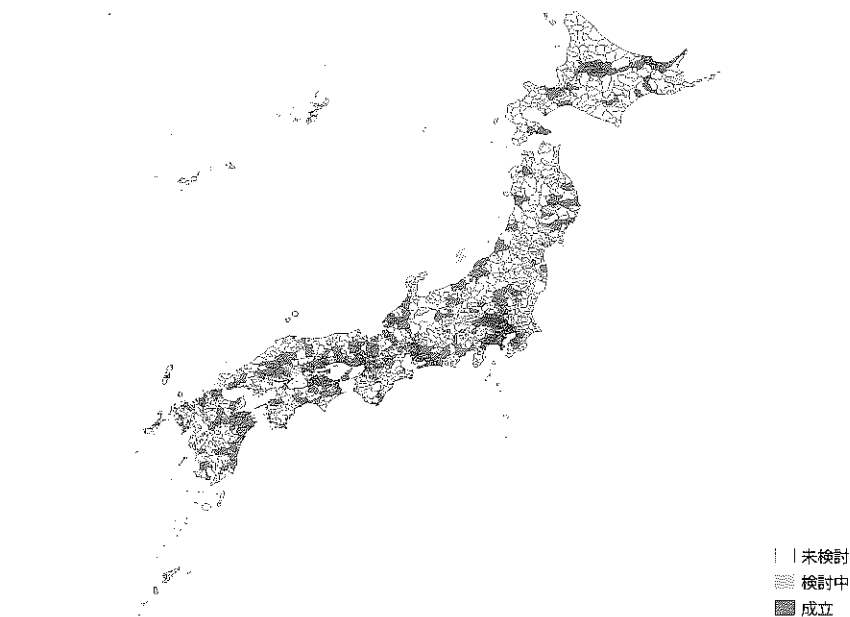
をみているに過ぎない。したがって、この結果から、当該制度の出生率に対する導入効果について断定的なことは言えない。比較的早期に当該制度が成立し始めた大都市で両者に正の相関がみられること、そして、

導入が遅れている中小都市や町村で両者に負の相関があり、さらに、とりわけ「検討中/未検討」群における中小都市と町村の出生率において、上方に外れ値が集中していることから、少なくとも、導入の検討状況やタイムラインに対し、各地域における少子化の深刻さが影響している可能性は否定できない。

3. 選択的夫婦別姓制度の検討へ向けて

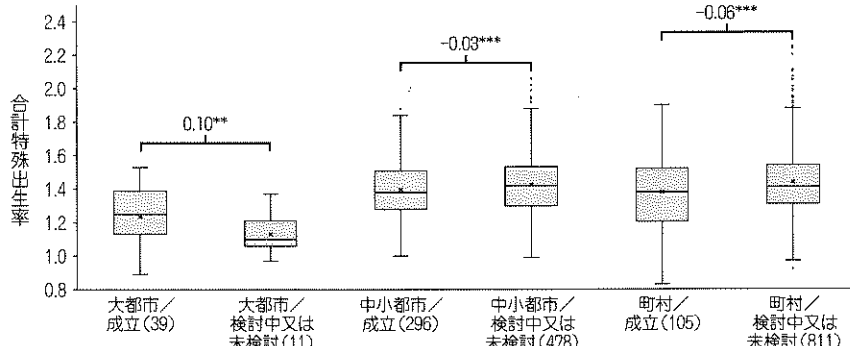
前段で述べたように、選択的夫婦別姓制度は、長期にわたって争点となっているイシューではあるが、法改正に向けた議論の組上にさえ上っていない。当該制度についての本格的検討を行うにあたり、現在、全国で進展しつつある「パートナーシップ制度」の導入が、家族形成の場や労働市場等において、人々の行動変容や生産性にどのような影響をもたらすか、様々な観点からの検証を行うことで、選択的夫婦別姓制度の導入効果に係る有益な示唆が得られるのではないだろうか。

図1 自治体別、パートナーシップ制度の成立状況



出所) NIJI BRIDGE「渋谷区・虹色ダイバーシティ全国パートナーシップ制度共同調査(集計日: 2024. 6. 28)」<https://niji-bridge.jp/data/>(閲覧日: 2024年7月9日)を基に筆者作成。

図2 大都市・中小都市・町村別、パートナーシップの導入状況別、合計特殊出生率の分布



出所) 導入状況については、図1と同様。合計特殊出生率については、厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計(平成30年~令和4年)」を基に筆者作成。

注) 合計特殊出生率のベイズ推定値を用いた。横軸の括弧内は観測数、また、図中の数値は、大都市・中小都市・町村ごとの、パートナーシップ導入状況別、合計特殊出生率の平均値の差、***、**はそれぞれ1%と5%の水準で統計的有意差があることを示す。